



白河市

令和6年度

第3回

白河市まちなか チャレンジ応援事業

白河市中心市街地(まちなか)を活用した
地域交流拠点の設置や出店に必要な費用の一部を補助!
商店街の活性化・地域コミュニティ再生
及び賑わい創出を支援します。

申請
受付

令和
6年

9/24 火 - 10/11 金

リノベーション改修支援



地域の人の
交流拠点を
作りたい!

最大 500 万円

まちなかチャレンジ支援



白河をもっと
便利なまちに!

事業承継支援



白河の事業を
受け継ぎたい!

最大 200 万円

最大 200 万円

対象地域

第4期白河市中心市街地
活性化基本計画区域内



対象事業者

対象物件を所有又は購入、
賃借し自ら事業を行う個人
事業主、法人又は団体。

*賃貸又は転貸を目的に店舗を改修し、自ら店舗経営を行わない方は「自ら事業を行う」に該当しません。

審査の基準

地域の現状把握	<input checked="" type="checkbox"/> 地域の現状やニーズを把握している <input checked="" type="checkbox"/> 新しいアイデアや視点により地域課題の解決につながることが期待できる
事業の実現性・継続性	<input checked="" type="checkbox"/> 事業計画や収支計画、資金計画が実現性のある内容になっている <input checked="" type="checkbox"/> 補助期間終了後も継続的な事業の実施が見込める
事業の効果	<input checked="" type="checkbox"/> 来街者の増加や回遊性の向上など、地域への波及効果が期待できる
地域との連携	<input checked="" type="checkbox"/> 商店街や地域住民、他団体との関わりや連携が見込まれる



助成金の種類

01 | リノベーション改修支援

対象事業者	商店街団体・中小企業者(個人を除く)・まちづくり団体
対象事業	小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、情報通信業、不動産業、教育・学習支援業等で、その事業が地域の複合的な交流拠点となるもの
補助率	上限額500万円
補助率	1/2(市指定歴史的風致形成建造物は2/3)



支払いまでの流れ

STEP 01 事前相談(要件等の確認)

STEP 02 事業プラン(事業計画書・収支予算書等)の作成

STEP 03 申請書の提出

STEP 04 審査

STEP 05 交付決定

STEP 06 事業実施(工事着手)

STEP 07 実績報告

STEP 08 現地確認・交付額の確定

STEP 09 補助金請求・支払



02 | まちなかチャレンジ支援

対象事業者	中小企業者		
対象事業	小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、情報通信業、専門・技術サービス業等		
補助額	上限額200万円	補助率	2/3



03 | 事業承継支援

対象事業者	中小企業者		
対象事業	小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業等		
補助額	上限額200万円	補助率	2/3

●建物賃借料に係る補助額は月額家賃に補助率を乗じて算出した額と5万円のいづれかの少ない額に月数を乗じた額とする。●原則として3年以上事業を継続する事業計画があること。●宗教活動や政治活動を主たる目的とした事業でないこと。●フランチャイズチェーン事業、連鎖販売業、風俗営業でないこと。●原則として1日4時間以上かつ週4日以上営業すること。

対象経費

改装費	内外装工事、設備工事、サイン工事、設計費、資材購入費
広告宣伝費	Web広告、ホームページ作成費、チラシ作成・印刷費、ロゴデザイン費等
賃借料	建物賃借料
使用料	インターネット接続費、プロバイダー、レンタルサーバー、ソフトウェアライセンス、事務機器等リース料

申請・お問い合わせ

白河市建設部 まちづくり推進課 まちづくり推進係

その他、詳しい要件等は市ホームページをご覧いただくかお問い合わせください。

HPはこちら



0248-22-1111

平日

8:30~17:15

(内線2242)



machi@city.shirakawa.fukushima.jp

